

御津町商工会 備品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、会員事業所（以下「会員」という。）における労働環境の改善及び業務の効率化を図るため、御津町商工会（以下「商工会」という。）が所管する備品の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(備品)

第2条 貸し出す備品は次の通りとする。

- 1) 電子黒板 1台

(貸出対象)

第3条 前条の備品の貸出しが、商工会の会員が使用する場合に行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出申請)

第4条 備品の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ、備品借用申請書（別記様式）を提出するものとする。但し、貸出を希望する会員は、原則として貸出を受けようとする日の1週間前までに借用申請書を商工会まで提出するものとする。

(貸出期間)

第5条 備品の貸出期間は、次の表の期間を原則とする。

ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

備品	貸出期間	備考
電子黒板	7日以内	商工会館での使用も可能 (但し、平日9:00~17:00)

(使用料)

第6条 備品の使用料は、無料とする。

(引渡し及び返却)

第7条 備品の引渡しおよび返却は、借受者の負担のもと、商工会が指定した期日及び場所で行うものとする。

(借受者の遵守事項)

第8条 備品の使用に際し、借受者に生じた損害または第三者に及ぼした損害は、借受者の責任においてその賠償を行う。

2 借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 備品の使用において、滅失、破損若しくは故障を生じたときは、借受者の負担においてこれを補てんし、または修理しなければならない。なお、商工会が加入する損害賠償保険又はメーカー保証等で補填される場合は、その補償範囲を超えた部分について負担するものとする。

ただし、天災、その他借受者にその責がないと認められる場合は、この限りではない。

(2) 備品に故障が生じた場合には、その旨を商工会に連絡し、速やかに返却しなければならない。

(3) 借用の目的以外に使用し、または使用の権利を他に譲渡もしくは転貸してはならない。

(4) 備品の使用に際し、常に安全に努めなければならない。

(貸出停止)

第9条 会長は、借受者が前条第2項各号に掲げている事項に違反していると認めた場合は、備品の貸出停止または返却を命ずることができる。

(その他の)

第10条 この要領に定めるもののほか、備品の貸出しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　　則

(施行期日)

この要領は、令和7年12月8日から施行する。